

第十九回 参議院大蔵委員会會議録 第五十五号

昭和二十九年六月一日(火曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
東 隆君

委員 青柳 秀夫君
木内 四郎君
白井 勇君
西川 甚五郎君
山本 米治君
前田 久吉君
三木 與吉郎君
成瀬 權治君
山田 節男君
平林 太一君

衆議院議員 苦米地英俊君
片島 港君

政府委員 大蔵省理財局長 阪田 泰二君
事務局側 常任委員 小田 正義君
専門員 大蔵省理財局長 高橋 俊英君
大蔵省管財局局長 有財産第一課長 木村 三男君

説明員

大蔵省管財局局長 高橋 俊英君
大蔵省管財局局長 有財産第一課長 木村 三男君

○国有財産特別措置法の一部を改正する

る法律案(衆議院提出)
○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、先ず發議者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(苦米地英俊君) 今議案となりまして国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提出理由を御説明申し上げます。

国有財産特別措置法におきましては、社会福祉事業等の施設の用に供する場合に、旧軍関係等の普通財産を、地方公共団体や社会福祉法人等に対して、時価から五割以内を減額した対価で譲渡すること等ができることになつてゐるのでありますが、更生保護事業施設につきましては、何らかのような特別措置が規定されておらないのであります。併しながら更生保護事業は、刑務所から釈放された者等を収容して、これを保護し、その指導を行い、その速やかな更生を図るものとしてありまして、社会福祉の増進に寄与することにつきましては、毫も社会福祉事業等と異なるところがないのであります。殊にこの事業を営むために設立された更生保護会は、更生緊急保護法により、国から委託を受け且つ国から補助金を受け、従つて国の監督の下に更生保護事業を営む法人でありますから、社会福祉法人等と同様の取扱をす

ることは極めて当然の措置と考えられるのであります。

よつてこの際、国有財産特別措置法を改正いたしまして、更生保護会が更生保護事業施設の用に供するとき、又は、現在該事業が営まれていないが、地方公共団体が更生保護事業施設の用に供するときには、社会福祉事業等の場合と同様、国有財産の減額譲渡ができることとすると共に、その譲渡代金の支払につきましても、十年以内の延納の特約等ができることといたし、以て更生保護事業の健全な発達に資することといたしたのであります。

以上が最初衆議院に提出いたしました本改正案の趣旨及び内容であります。この原案は、慎重審議の結果、衆議院におきまして修正議決を見るに至りました。即ち現在各地方公共団体にありましては、農業改良助長法に基づきまして、農村中堅青年養成のための教育機関として、農林省より補助を受けて、伝習農場を施設いたしておるのであります。併しながら伝習農場のうちには、旧軍関係財産等の国有財産を借受けて運営いたしておるものもあるものであります。而してこのような場合には、当該地方公共団体は国に対して毎年相当額の賃借料を支出していることは言うまでもないのであります。そのほか維持管理費も相当額に上り、而も諸修繕につきましても、その都度、国の許可を受けて実施しなければならぬので、時には時機を失することもありまして、事業運営にも多大の支障を來たしている所があります。本来このような施設は学校施設等と何ら取扱を異にする理由もないと考えられますので、施設と管理を一体にすること、事業運営の円滑を期する上に最も適切妥當と認めまして、これらの施設の用に供する場合につきましても、国有財産の減額譲渡等ができることとしたのであります。

以上を以てしまして、本改正案の提出理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下され。

合の規定が細かく載つておるので、それがこちらにかぶつて来るから必要はないじやないかという議論があるが、法務省のほうへ尋ねてみたところ、法務省側では、民法七十条がかぶつて来るのが当然であつて、それを修正するようない規定を入れてもらはないほうがいいんだという御意見であつたので、これはそういうものを入れないで、お手許に差上げましたような形で通過いたしたわけでありませう。そのほかには大した議論はございせんでした。

○平林太一君 それに対する政府の見解を伺いたい。

○説明員(木村三男君) 国有財産関係で減額譲渡又は無償で譲与するという場合には、それ、規定によつてその例が挙げられておるのであります。ここに於て来ておられます更生保護会並びに伝習農場、これは現在の規定に入つておりませう。そこで立法をする場合にはどういふ点を考えるかと申しますと、その事業が公共的な性格が強いというところ、並びにその事業そのものが収益目的でなくて、やはり赤字の行くような事業である、そういう場合には国有財産面においても減額の取扱をするのが適當であらうというふうな関係から、事業の性質なり或いはその経営の内容なりに着目いたしまして、法令を逐次整理して参りますというふうな建前になつておるのであります。今ここに出ておられます更生保護会について見ますと、現行のいろ／＼な社会福祉施設等に比べまして、事業の性質或いは経営内容等から見まして、毫も遜色がないような関係もありませうし、又その団体が事業をやめた場合

に、その財産はどうなるかということについては、只今提案者のかたから説明がありまして通り、民法の規定によつて類似の団体に移行する、然らずんば国庫に帰属するといふような縮め括りの点もありませうので、私どももいたしましてはこれに賛成をいたしたわけでありませう。

なお次の農業改良助長法によるいわゆる伝習農場という施設につきましては、これもやはり公共的な性格の強い事業でありますと同時に、国庫のほうからも補助がございませう。そういう関係もありませうし、それを扱います団体も地方公共団体でありますので、その点、運用については余り心配することはないと思つておられるところから、やはり大蔵省といたしましてはこれについて同意を表した次第であります。

○平林太一君 今の政府の答弁も、非常に私の考へておられますことに對しましてよく納得ができたのであります。極く簡単に最後に提案者にお尋ねしておきたいと思つて、場所ですね、それは性格に前後二つあるようでありませうが、それだけを明らかにして頂きたいと思つておられます。

○衆議院議員(吉米地英俊君) 更生保護事業施設のほうは、これは各地にありますので、全部でどのくらいになつてゐるか、私、数は存じませんが、政府のほうで御存じだらうと思つて、それから農業施設のほうは印刷したものをお手許に差上げてあるはずであります。それで先ず政府のほうから、あとは片島さんから一つ……。

○説明員(木村三男君) 更生保護会の関係について申し上げます。法務省のほうで認可されました団体の数が百六十

五団体あります。そのうち予算の補助の対象になつておられますのが九十八団体であります。この関係で、この法律の適用によりまして国有財産について特別の措置を受け得るであらうと予想されますのが三カ所ございませう。一つが長崎県の大村市であります。これに所在しておりますところの更生保護会、それから千葉県の船橋市に一カ所ございませうが、これは埋立地を使用しようという計画でありまして、現在はまだ着手しておりません。国有地の使用は開始しておりません。それから静岡県に一カ所、これは先ほど苦米地議員からお話がありましたが、その三カ所でございます。

○衆議院議員(片島港君) それから県営伝習農場でございませうが、北海道の中川郡本別町に軍馬補充部の跡がございませう。それから青森県の上北郡三本木町に、これも元軍馬補充部の跡、開拓財産がございませう。長崎県の東彼杵郡千綿町の元高射砲陣地跡、開拓財産、それから大分県北海岸郡坂ノ市町にありませう。それから宮崎県児湯郡高鍋町、これは元軍馬補充部跡、これが開拓財産と大蔵財産と両方にわかれておられます。道府県営伝習農場は全国的に五十数カ所ございまして、殆んど各府県にありますが、そのうちで国有財産としてそれを借受がいてゐるところは以上五つの道、県でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます……。

別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより採決に入ります。国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手続は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎 菊川 孝夫
平林 太一 成瀬 幡治
藤野 繁雄 東 隆
白井 勇 三木与吉郎
青柳 秀夫 前田 久吉
西川 甚五郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に企業再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず本案の内容の説明を聴取いたします。

は、仮勘定というものを設けて、これは銀行における調整勘定と性質は同じこととございませうが、処分を予定いたしました資産につきまして、若し利益があれば、これをその仮勘定が確定いたしましたときに分配するというふうになつてゐるのでございませう。その仮勘定を設けるべき会社は千五百社余りあることになつてゐるわけですが、ところが現在の法律によりますと、この仮勘定は事実上は容易に確定し得ない、殆んど確定できない状態にあるわけでございます。と申しますのは、銀行の場合でも同様でございますが、自分の会社が資産の処分を終り、或いは債権の回収を終りまして、他の会社が終つてない。従ひましてこれらの会社から仮勘定利益のはね返りが来る。或いは金融機関の調整勘定も確定いたしておりますので、そこからはね返りも来る。相互にその仮勘定或いは調整勘定の間の関連がございまして、確定できないわけですが、金融機関におきましては、利益がある場合には中途において随時調整勘定の利益を分配できるという規定がございませう。この企業再建整備法によるところの株式会社の場合にございましては、その仮勘定を中途において中間分配をするといふことはできないことになつておるわけですが、ところが実情をいへば、調べてみましても、全部について調べたわけではございませうが、資産処分が完全になつてない、それから債権の回収、取立てなどもまだ完全に終つてないというところがある、まことにございませう。これは金額的には僅かでありませうが、多数の会社にそういう事例が多いようでございます。これをできるだけ

は、仮勘定というものを設けて、これは銀行における調整勘定と性質は同じこととございませうが、処分を予定いたしました資産につきまして、若し利益があれば、これをその仮勘定が確定いたしましたときに分配するというふうになつてゐるのでございませう。その仮勘定を設けるべき会社は千五百社余りあることになつてゐるわけですが、ところが現在の法律によりますと、この仮勘定は事実上は容易に確定し得ない、殆んど確定できない状態にあるわけでございます。と申しますのは、銀行の場合でも同様でございますが、自分の会社が資産の処分を終り、或いは債権の回収を終りまして、他の会社が終つてない。従ひましてこれらの会社から仮勘定利益のはね返りが来る。或いは金融機関の調整勘定も確定いたしておりますので、そこからはね返りも来る。相互にその仮勘定或いは調整勘定の間の関連がございまして、確定できないわけですが、金融機関におきましては、利益がある場合には中途において随時調整勘定の利益を分配できるという規定がございませう。この企業再建整備法によるところの株式会社の場合にございましては、その仮勘定を中途において中間分配をするといふことはできないことになつておるわけですが、ところが実情をいへば、調べてみましても、全部について調べたわけではございませうが、資産処分が完全になつてない、それから債権の回収、取立てなどもまだ完全に終つてないというところがある、まことにございませう。これは金額的には僅かでありませうが、多数の会社にそういう事例が多いようでございます。これをできるだけ

早く終らせる必要があるということが先ず第一の狙いでございます。その理由は、確定をしないことによりまして、殊に解散会社の場合に最終の清算結了等の手続がとれない。従つて實際には大部分の始末を終えていながら相変らず解散会社の清算事務を続行して行かなければならぬ。まあ毎年々々必ず少くとも一回は株主總會を開かなければならぬ。株主の多い会社でありますると一回の株主總會の費用も数百万円にも上るといふ状態でございます。で、そのことによりましてところのいう／＼な弊害があるわけでございまして、なるべく速やかにかような、何と申しますか、曾つてはまあ非常に大きな問題でございましてけれども今となつてみれば経済的にみてさほど重要とは考えられませんがこれらの企業再建整備の問題がいつまでもだら／＼と続いているといふことは、非常に好ましくないと申す方が、これを速やかに実質的に終らせようといふのが今回法律を改正する理由でございます。併しながらこれを本當の意味で最終確定に持ち込もうといたしますと、それまでの実益がないにもかかわらず非常に法律上のいろいろな摩擦を起さなければならぬむずかしい問題にぶつかるわけでございまして、今回のこの措置におきましては、理論上の最終確定ということではなくても、実質的には最終確定と同じような効果が得られるといふことを狙つてゐるわけでございます。

次に条文について簡単にその内容を御説明申し上げますが、先ず主たる条文について申し上げますが、第二十五条の二という規定におきましては、これ

は資産処分及び債権の回収を昭和三十一年の九月三十日まで完了するよう努めなければならないといふことを規定しております。併し／＼な事情によりまして必ず終えられないわけに行きませんからして、場合によりましては期限の延長を認めることがあるといふことを規定しておるわけでございます。で、この条文に出ておりますが仮勘定監理人といふものを今度置くことにいたしました。従来から特別監理会社といふ看板を未だに掲げてゐる会社につきましては、特別監理人といふものがあつたわけでござい

ます。特別監理人といふものは、旧債権者のほうと会社側から選ばれた者と双方同数の人数で構成してゐるわけでございまして、通常は二名ずつでござい

ます。が、今度はそのうち特別監理人のうちで会社側を代表する者は除きまして、旧債権者のほうを代表してゐるものを仮勘定監理人と呼ぶことにする、それから今は特別監理会社といふ看板は掲げていないけれども仮勘定といふものは未だに持つてゐるといふ会社につきましては、新たに仮勘定監理人を特別監理人と同じような選任方法で選ぶことにしました。今申しました両方の場合を通じて、仮勘定監理人といふものが、いわば従来官庁でいろいろ認可しておりました事項等につきましては官庁に代つてこれらの会社をい

は、この仮勘定監理人といふものを置いて、いわばお目付け役としてこれらの事項を監督させることにしてゐるわけでございまして。なおこれらの会社が期限の延長を許されたものの処分につきましては問題ないのですが、期限延長をしない資産につきましては、仮勘定監理人が一定の手続を経まして会社にその処分を催告する。そうして会社が催告をしてもそれに応じない場合には、会社にとつて代つて自分みずから処分或いは債権回収のために必要な一切の裁判上或いは裁判外の行為をすることができるといふふうに権限を与えて、これを促進することにしておるわけでござい

ます。二十五条の三におきましては、これは余り重要な規定でございせんが、一旦資産を処分したり、債権を回収したりした資産を、現金その他いつても分配し得るような状態で資産を保全しておけといふことを規定してゐるわけでござい

ます。つまりこの後におきましては、この後、半年経過したときに、すべての会社に対して仮勘定の利益を強制的に分配せよといふ規定がござい

ます。で、これに備へまして、現金に準ずる資産で保有させるようにしておるわけでござい

ます。二十五条の三の第二項につきましては、これはどちらかと申せば条文整理的なものが多いのですが、内容といたしましては、増資の場合プレミアムを債権者が得た場合には、これは債権者の損失負担額から差引くことに従来なつて

おります。これはところが増資の場合に限らないで、第二会社の株式を買受ける、その権利から生じるところ

のプレミアム益を得た場合には、それも増資の場合と同様であるということから、当然これは特別損失負担額から控除して然るべきものである。それを従来規定しておりませんでした。それをこゝで補完したわけでござい

ます。それから第三項におきましては報告義務を課したわけでございまして、特別監理会社からこの特別監理会社と申しますのは仮勘定を持つてゐる会社といふ意味でござい

ます。が、その会社は主務大臣に報告をするといふ規定を置いたわけであります。それから二十六条の二に、これに強制的に仮勘定の利益を分配させる規定でございまして、昭和三十一年の三月三十一日に仮勘定の利益があつた場合には、まず特別損失負担額を負担した旧債権者に分配する。残りがあつたならば更に旧株主に分配せよといふふうにしてゐるわけでござい

し合うというふうな手続を要求しておるわけでございます。

それから二十六条の三は、みなす確定とまあ私どもは呼んでおりますが、完全にその仮勘定が確定いたしましたけれども、債権者に対してはその打切つた債権額相当額を全部支払う、それから株主に対してもその全部負担額を支払うというふうな状態に達しましたならば、もはや仮勘定を以て整理する必要はないわけでありまして、特別損失負担額以上に利益額を分配せよという建前をとつておりますので、一旦消滅いたしました特別損失負担額を全部満たしました、完全に利益額を以て満たしましたときには、その仮勘定はもう閉鎖してもよろしいというふうにしたわけでございます。従来はかような規定はございませんので、本当に確定した場合でなければ確定とは言つていなかつたわけでありまして、今度はこのようにならうに措置したわけでございます。

二十六条の四は、今度はいつ如何なる場合でも、仮勘定に利益があつて、それから清算費用その他在外負債引当額等を控除いたしたとしても、なお且つ残りがあつた場合には、これをいつでも分配ができるという臨時分配の規定を新しく設けたわけでありまして、これは昭和三十一年三月三十一日まで

に債権者に分配し、且つ残りがあれば株主に分配することにしておりますが、この場合に、とにかく債権者にだけ先ずこの負担額を限度として分配せよということにしております。株主にまで及ぶようにはいたしておりません。それは株主にはさうに強制中間分配の規定がございまして、そこで一旦行いまして、次の分配は最終的に

終つたときにやればいいということにしたわけでございます。株主の場合には非常に数が多いので、又これを分配すべき金額も一株あたり二円とか三円とかいうふうな金額の例が多いわけでございますからして、それらに対してさうたび／＼中間分配すると言ひましても、費用のほうがかつたかといふので実益はございせん。債権者に対しては臨時分配ができるといふふうにしたわけでございます。

二十六条の五は、金融機関の調整勘定から利益分配を受けるという権利、調整勘定の受益権或いは他の会社の仮勘定の受益権、仮勘定の利益の分配を受ける権利を他のものに譲渡することができるという規定を置きました。このいうふうにしたわけは、自分のところの、自分の会社の資産処分を終り、且つ債権の回収を全部終つたという状態にありましても、他の会社からの返りが幾らになるか見当がつかないために、仮勘定を閉鎖できないというところになりまして、こういう一種の期待権でございますが、それを他のものに譲渡すれば、それで全部国内的には清算が済んだというふうなことになるわけでございます。そのためにこういう受益権の譲渡の規定を置いたわけでありまして、

二十六条の六は、解散会社の場合だけでございますが、存続会社の場合には、在外資産負債というものがございまして、それがために仮勘定が確定しないというふうな状態がございまして、まあそのことの実際の弊害といふものは、さほど問題とするに足らないわけでございます。存続会社でございまして、仮に仮勘定の利益がな

くても、或いはあつても、将来法律上どうしても支払わなければならぬ在外負債というものが飛び出して来た、或いはまあすでにあることはわかつていたが、払わなくてもいいのだと思つていたところが、払わなければならぬといふようなことが起りました。会社は依然として存続して営業を續けております上は、何らかの方法によつてこれを支払いに堪え得るものと私どもは考えるのであります。解散会社の場合ですと、国内的に清算が終つた、そこで解散を済ましてしまつた。分配も一切終つて在外負債も全部返してしまつて会社はなくなつてしまつた。何と云いますか、外国から支払請求を受けた場合に、これは非常に困るわけであり

ます。場合に再び一旦支払つた在外財産の分配したものと、或いは債権者に支払つた額を取戻して払わなければならぬといふことも、まあ必ずしもないとは言へない、そういう懸念がございまして、国内的な清算を終つて事実上会社をなくしてしまつた先立ちまして、一定の額を特殊な人に委託しておく、その特殊な人をここでは特殊管財人とよんでおりますが、主務大臣が選任するわけでございますが、特殊管財人が在外資産の管理を委託し、又在

外負債につきまして計算した引当てておくべきであらうという金額、その現金を引渡して管理を委託しておく、そうしてその委託を受けた特殊管財人が、外国から請求があつたならば、それを折衝して支払を行なつて行く、こういうふうにして、たくさんさんの解散会社がそれ／＼清算人を置き、それ

ぞれ又清算人が人を使つて事実上は仕事がないのに、まあ清算を終えることができないというふうな、状態、これは非常に無駄なことでございます。これは、これを解消して、いわば在外資産負債に關する限りは、特殊管財人といふものに清算事務を集中するといふふうにして、非常に簡素で無駄のないものにして行かうというのがこの狙いでございまして、こういうふうなことをやつて、一定の額を引当てた場合には、その会社は事実上仮勘定はもう確定したものと見なして差支えないことにな

りますので、そのような規定をしたものと見なすという意味の規定を、この場合にも準用してあるわけでございます。又解散会社でありまして、すでに国内の債権者に対して負担額を全部支払つた、仮勘定株主に對しても全部支払つたという会社につきましても、やはり在外資産負債に關する部分につきましても、特殊管財人に事務を委託するといふことを認める必要がありまして、そのような規定も置いてあるわけでございます。

それから二十六条の七以下の規定は、二十六条の七と八は、特殊管財人と会社との關係を規定してあるわけでございますが、特殊管財人は主務大臣が選ぶわけでございますが、委託を受けた金銭を合同運用しまして、その合同運用して得た利益を以て必要な経費を賄ふといふふうに、ここでは一応踏み切つておるわけでございます。利益が一応あるものと考へて、おるわけでございます。或る程度まとまつた元本ができれば、当然これは可能であらうと思ひます。私どもの見るところでは、先ずそういう在外負債のため

の引当金額がそれほど少い金額にならうとは思へませんで、勿論何十億といふふうな金額に達するとも思ひませんが、けれども、まあ何億といふふうなことはなろうかと思ひますので、これは支払うまでは何年かかるの、いつのことかわかりませんけれども、とにかくその間これを運用いたしまして、その運用した収益で経費を賄つて行かうというわけでございます。これに關しましては、必要な退任、解任又新らしい選任するといふふうな規定も作つておるわけでございます。

二十六条の八の部分は、当初の原案におきましては、一たん退任した清算人がもう一遍復活するといふ規定を置いておつたのです。これは初めの考へでは、とにかく国内的には清算終了にはなるが、会社といふものはやはり存続しなければならぬ、実際には社員もおらなければ何にもないといふふうな会社でありますけれども、やはり在外資産負債の關係があります間は、会社といふものは残しておかなければいかんといふことで、清算人は国内的な清算事務を終つた場合には一たんは退任する。併しそのうちに再び、これは将来いつのことかはつきりわかりませんが、もう一遍最終的に清算終了の手続をとらなければならぬといふことが予想せられるわけでございます。

特殊管財人に金銭を引渡したけれども、その金銭は結局最終的には支払いの必要がなかつた、残つてしまつたといふことがあり得るわけでございます。そのような場合にはもう一遍これを株主等に分配する必要があるわけでございます。これらの事務を全部特殊管財人がやるということとはとても容

易なことではありませんので、元の会社の清算事務に慣れた清算人が再び復活するということにしたほうがよからうと考えておつたのでございますが、衆議院の修正によりまして、これはそのときになって適当な人を改めて清算人に選ばねばよいではないかという御趣旨を以て修正せられたわけでございまして、でありますから、自動的に清算人が復活するのではなくて、その必要が生じたときに主務大臣が清算人を選任するというふうなことに直つております。

以下は非常に条文の上では面倒な書き方をしておりますが、内容としてはしましては諸君規定その他形式を整えるものがございます、余り重要なことではございません。

四十二条の三は、一番初めに申述べました仮勘定監理人の選任の規定でございます。それは特別管理人を選任した方法と同じような方法で選任するということになっております。

それから四十七条の三は、仮勘定監理人がその会社から報告をつたり、会社の帳簿書類その他の物件を検査することができるといふふうな一つの権限規定を規定しておるわけでございまして、それからなお特別管理人等の責任に關して、特別管理人等が一定の行為に該当した場合には利害關係人が損害賠償の請求ができるという規定が從來ございましたが、これは決定整備計画の認可があつたときから五年たつと自動的に時効にかかるということになつておつたのですが、そうではなくて、只今の状況ですと、実際には実行が終つていない、整備計画は実質的には完全に実行されていないのに、損害賠償

請求権だけがなくなつたという矛盾がございますが、当初の考えでは、認可の日から二年間の間に再建整備の実行が終るだらうという予想があつたのですけれども、実際には非常に長引いておりまして、認可の日から五年という、ことになりましたと、もう時効でなくなつてしまふという事例があるわけでございます。これは債権者や株主等の保護に欠けるというところから、或る特定の事項につきましては、仮勘定の額が確定した日から二年たつて初めて時効になる。ですから仮勘定の額はまだ殆んど確定しておりますので、これから仮勘定の額が確定するようになつて、それからその後二年たつたら時効になるというふうに改めております。

その他余り重要な規定はございせんが、附則におきまして、閉鎖機關の側で、閉鎖機關が企業再建整備法の適用を受ける会社に仮勘定利益の分配を受ける権利、仮勘定受益権をやはり処分できるというふうな規定をこの法律でやつております。閉鎖機關令のほうで規定すべきではありませんけれども、たま／＼法律の都合によりまして、ここで閉鎖機關の整理を促進するためにやはり再建整備をやつた会社に対する仮勘定受益権を譲渡できるというふうな直してあります。大体以上でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 御質疑を願います。(休憩を呼ぶ者あり)
ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め下さい。

別に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようであります。が、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。企業再建整備法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと思ひます。

それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎	東 隆
藤野 繁雄	三木与吉郎
白井 勇	山田 節男
青柳 秀夫	山本 米治
成瀬 隆治	

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は五月二十二日)

一、企業再建整備法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十三日)

昭和二十九年六月十九日印刷

昭和二十九年六月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局